

奥村兵部儀前々御老中御出の節、爲御迎大御門の外迄罷出候。此度も其通りに可仕やの旨伺候處、此以前本多美作守殿・岡田豊前守殿諸事肝煎の時分、上使の節御式臺番人引入候儀、或は御家老・聞番等御門前迄罷出候儀御指圖有之候。夫より格に成候。此儀御信用に不被思召候。但上使の節は御門外へ罷出候共、常々御老中御出の節は、猶以て可罷出事とは不被思召候故、尤とは難被仰出候。然共跡々左様に仕來る事に候はゞ、先づ其通りに成共可仕旨被仰出候。兩人承之、右の思召にも候はゞ、大御門外へ罷出候儀兼て難心得候。中御門の外、又は御玄關前などへも可罷出候や、今一往得御内意度旨に付、則其趣達御聽候處、中御門と候へば手が付結句あしく候條、一向前の通り大御門の外可然候。此度は先づ此通に候。脇々の様子なども坊主など可存候間、可承置旨被仰出候。

一、吉川惟足謝恩の歌

五月十二日吉川惟足病中爲御尋、田中一閑を以て御夜着御看等被遣候。其謝儀とみえ詞書を加へて、和歌一首被指越候。

是やこの天の羽衣なでつくすいはほのかと□君が世迄に寛平の菊合の時やらん、洲濱の縫ものにしたる歌に、君が世は天の羽衣まれにきてなづともつきぬいはほならなん、惟足の歌に付て思ひいづるに任て注之。

一、齋藤四郎兵衛傳來の文書

天和三年十月御徒小頭齋藤四郎兵衛、系圖所持仕候やの旨御尋有之候。其頃寺西左平次奉之相尋候處、系圖は所持不仕候。文書は少々傳來仕候旨にて、二十通計入御覽候。其内元弘の頃繪旨并尊氏公其外公方家判の物及齋藤加賀守へ大館常興より書翰、齋藤四郎へ細川兵部大輔藤孝より書翰等也。

一、家康・秀忠一公の感狀

貞享元年四月廿五日、其頃阿部豊後守殿・堀田下總守殿より被仰渡候。御先代御感狀等御家中に所持の者候はゞ、寫可指上の旨に付各差上。土師清太夫奉之寫出來、以御使者一箱御封印を以て豊後守殿迄被遣之。御本紙は重て御左右次第、可被指上の旨被仰遣候。其御目錄如左。

覺

權現様御書の寫

十一通

- 内
- 三通 家來中村逸角所持 御宛所 中村伯耆守
  - 一通 家來堀右京所持 御宛所 松平越後守
  - 一通 家來不破彦三所持 御宛所 不破彦三
  - 三通 家來不破源六所持 御宛所 不破源六
  - 一通 家來不破勘七所持 御宛所 不破源六
  - 一通 同人所持 御宛所 不破源六親類中
  - 一通 家來高橋九左衛門所持
- 台徳院様御書の寫 四通
- 内
- 一通 家來中村逸角所持 御宛所 松平伯耆守
  - 一通 家來堀右京所持 御宛所 松平吉五郎
  - 一通 同人所持 御宛所 松平越後守
  - 一通 家來小堀左京所持 御宛所 平岡石見守
- 以上

一、越後長濱山中の奇獸

貞享元年五月四日越後長濱にて、去年山中にて捕候奇獸之事相尋候處に、中の股とて三里半奥山に、三四年以前より或は炭を焼ん爲に入者、或は藪を折に入者、毎に爲此獸命

を損ず。次第に里近く出て害をなす故に、山中に入るの業を止む。此趣を愁訴ふ。因て去年列卒を催して狩らしむべしとて、御代官岡上次郎兵衛・八木伊兵衛下知せられ、人夫を率て山中へ入る所に、彼獸出現す。人夫皆敗走す。爰に中の股に吉十郎と云者あり。力量衆に秀で、凡十人許にて持つ梁材をも、容易持つほどの者也。父はうしき平左衛門とて、堀左衛門督殿時代には小祿をも領せし者にて、元來武士の流の由。越後守殿の時代、家中に同姓の士もあり、今も新發田にうしき氏の者あり。此吉十郎人夫より引下て走りけるに、間近く飛來るが故小さき木へかけ登りけるに、彼獸飛付たりしをはたと蹴たれば、兩度は踏落したり。彼獸怒り吼る聲鐘の如く凄じく響きたり。よれや〜と叫びたり。けれども、皆見聞のみして逃去て敢て救ふもの一人もなし。三度に及て遂に引おろし、猫の鼠を食ふが如く啣で走る。其内にもよれや〜と叫びながら、脇指にて突きたれども事ともせず、終に死たり。年は六十二三歳なり。其後又人夫を催促して、峯より木を伐て下へ携下さんとしけるに、彼獸見えける故に猶推下し、鳥銃にて一同に打立て遂に殺し